

平成 30 年度
定期監査結果報告書

平成 31 年 3 月 29 日

静岡市監査委員	村 松 真
同	杉 原 賢 一
同	遠 藤 裕 孝
同	井 上 智 仁

目 次	
1 監査の基準	1
2 監査の種類	1
3 監査の対象及び範囲	1
4 監査の期間	2
5 監査の着眼点	2
6 監査の主な実施手続	2
7 監査の実施場所及び日程	3
8 監査の結果等	3
I 監査の結果	5
1 指摘事項及び意見	5
(1) 総務局	5
(2) 企画局	7
(3) 財政局	8
(4) 市民局	9
(5) 清水区役所	10
(6) 環境局	13
(7) 保健福祉長寿局	16
(8) 子ども未来局	20
(9) 経済局	21
(10) 都市局	24
(11) 建設局	25
(12) 消防局	27
(13) 上下水道局	29
(14) 教育委員会事務局	30
(15) 監査委員事務局	31
(16) 農業委員会事務局	32
【定期監査指摘事項等件数一覧】	33
2 フォローアップ監査	34
3 内部統制に関する監査	35
II 提 言	42

通知の実施や経過記録の統一化などの新たな取組は見られたものの、債権管理委員会の主導による積極的な施策の確立にまでは至っていない。

債務者の多くが生活困窮者である本件債権の特徴やケースワーカーの確保に課題を残している点を考慮しても、本件債権の管理体制が適切に整備されていない状況がここ数年継続し、この間の収入未済額が約2倍に増加しつつある現状は看過し難いものがある。このことを踏まえて、各区の生活支援課と福祉総務課は、債権管理委員会の主導の下に、全庁的な対応を行う体制づくりに進むよう検討されたい。

【業務意見】

生活保護費に係る返還金等⁵の債権管理について（生活支援課）・・・【有効性の観点】

各区の生活支援課における生活保護費に係る返還金等の未収金（以下「本件債権」という。）の管理状況については、平成28年度定期監査では駿河福祉事務所生活支援課（収入未済額約8,000万円）に、平成29年度定期監査では葵福祉事務所生活支援課（収入未済額約2億9,000万円）に、それぞれ意見を付して各区の生活支援課と福祉総務課との連携や債権管理委員会⁶の関与の重要性に触れてきたところであるが、清水福祉事務所生活支援課における平成30年10月末時点の本件債権の収入未済額は約1億円となっており、前回の監査（平成27年度定期監査）において確認された収入未済額約6,000万円を大幅に上回る額となっていた。

そこで、これまでの監査意見を踏まえた収入未済額の圧縮に向けた取組状況を確認したところ、滞納整理の強化や新たな未収金を発生させないためのケースワーカーの意識向上といった従来から継続するもののほか、平成29年度からの数次にわたる福祉総務課を主体とした債権担当者会議の開催により、相続人に対する

⁴ 支払遅延防止法・・・正式名称は「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」。政府契約の支払遅延防止等その公正化を図るとともに、国の会計経理事務処理の効率化を促進するために定められた法律。この法律の規定は、地方公共団体にも準用することとされている。

⁵ 生活保護費に係る返還金等・・・急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた者から返還させ、又は不実の申請等により保護を受けるなどした者からその費用の全部又は一部を徴収することなどにより発生した債権

⁶ 債権管理委員会・・・庁内の連携、情報の共有等を通じた総括的な債権の管理を行うことで、本市の債権管理に関する事務の一層の適正化を図り、それにより、市民の公平な負担による収入確保の徹底を図ることを目的に設けられた副市長を長とする内部委員会

(11) 建設局

ア 監査対象所属

土木部	技術政策課、土木管理課
道路部	道路計画課

イ 監査の結果

監査した結果、2件の指摘事項について是正・改善を求めた。また、3件の指導事項があった。

【指摘事項】

債権管理の不備について（土木管理課）・・・【法規性の観点】

地方公共団体の債権は、債務者間の公平性を担保する観点からも調定額や納期限の決定、督促の実施といった一連の事務の適切な実施の下に管理することが要求されるが、土木管理課の管理する債権について手続上の不備が見られたことから、以下の2点について是正・改善を求める。

1) 納期限の設定誤り

流水占用料等¹⁷は、市準用河川流水占用料等徴収条例により当該許可の際に徴収し、また、占用の期間が2会計年度以上にわたるもののうち翌年度以降分は毎年度その年度当初の日から起算して60日以内に徴収することとなっているが、これらの徴収事務を道路占用料の取扱いを定めた市道路占用料条例に準拠して実施したため、許可の際に徴収すべき流水占用料等に1月以内の納期限を設定し、2会計年度以上にわたる流水占用料等の納期限を61日目である5月31日としていた。

2) 督促の未実施

道路占用料、流水占用料等及び法定外公共物占用料について、納期を経過した収入未済分に対し、市税外収入金に係る督促等に関する条例第2条第1項の規定に基づき、納期限後20日以内に督促状により期限を指定して督促しなければならないこととされているが、平成30年10月末現在において少なくとも督促の未実施が174件、督促の遅延が80件確認された。

これと同様の指摘は、平成22年度定期監査及び平成24年度定期監査においても行っており、後者の監査に対しては「督促手続を効率的に処理できるように事務処理システムの見直しを図るとともに、督促の手続を優先的に行うよう体制の見直しを図った」との措置が報告され、一度は改善が図られていたが、

結果として改善前の状況に後退している事実が把握された。債権管理の重要性に鑑み、組織的な対応・事務処理体制が機能するよう早急に是正すべきである。

¹⁷ 流水占用料等・・・河川を利用する者から徴収する占用料又は採取料。河川区域内の流水又は土地の占用、土石等の採取の許可、登録を受けた者が対象となる。